

# 日本倉庫令復原研究の現在

武井紀子

はじめに

日本の古代国家は、七世紀末以降、国制の根幹を定めるべく、唐から律令を継受した。その際、日唐では社会構造や成熟度が大きく異なっており、唐の制度をそのまま適用させることはできなかった。そのため、当時の日本の社会に合うように唐令の諸条文に適宜改変を加えつつ導入したのである。八世紀初頭に至り、体系的な大宝律令の施行が開始された際には、当時の古代日本の社会に大きなインパクトを与えたものと考えられる。

なかでも倉庫令は、旧来から存在する倉庫に対しても適用され、それらを新たに律令体制の中に位置づける役割を果たしていた。これに加え、八世紀以降の国司を頂点とする新たな地方支配体制の中で機能する法制度でもあったことから、倉庫をめぐる新旧双方の要素をつなぐ役割をもつ篇目だったと位置づけられる。ゆえに、倉庫令が具体的にどのような内容を規定したものであったのかについて、篇目を通しての性格を明らかにすることは、日本の律令制度全体の性格を見通すうえで、十分に意義があるといえよう。

倉庫の管理や出納のあり方については、木簡などの実態史料がある程度豊富に残っている一方で、法としてそれらの裏付けを担うはずの倉庫令そのものについての研究は限られている。なぜなら、日本律令全三〇篇目のうち、倉庫令と医疾令だけは早くから散逸してしまい、全条をうかがい知ることができなかったからである。そのため、篇目全体の性格を論じることが難しく、江戸時代以来、倉庫令の研究は条文の復原に主眼がおかれてきた。しかし、この状況は、北宋天聖令が公表されたことよって大きく変化した。天聖令により、散逸していた唐倉庫令の全容が知られたことで、日本倉庫令の個別条文へのアプローチが可能になり、それと同時に、これまでの日本倉庫令復原研究そのものを見直す必要も出てきたのである。

日本倉庫令にはいったい何が定められ、全体としてどのような性格をもつ篇目だったのか。本稿では、この問題を解く前段階として、これまでの日本倉庫令復原研究の歴史とその再検討を試みたい。

## 一、日本倉庫令復原研究のあゆみ

## (1) 江戸時代の倉庫令復原研究

日本令は、令(養老令)がそのままの形で法制史料として伝わっているのではない。令の注釈書である『令義解』『令集解』の写本が伝来したことによって、我々はその条文を知ることができる。『令義解』『令集解』ともに、金沢文庫本系統をはじめとして複数の系統の写本が存在するが、倉庫令および医疾令をふくむ巻は、いずれの系統の写本にも伝わっていない。岩波『律令』では、現在一六条が倉庫令文として掲載されているものの、これらは、江戸時代以来の復原研究により明らかにされてきた逸文なのである。

近世の律令格式研究は、写本の蒐集およびテキストの校訂作業が幕府の主導により進められたことによって大きく進んだ。徳川家康は各所に古書の提出を命じ、これに応じて、右大臣今出川(菊亭)晴季が慶長十九年(一六一四)に律令『律』『令義解』『令集解』の写本を家康に献上した。『駿府記』慶長十九年の記事には、「十九日、律令到来、是者金沢文庫本関白秀次執之、今出川殿被遣之」とあり、この時に家康のもとに渡ったのは、ともに金沢文庫本系統の写本であり、現在、紅葉山文庫本『令義解』、内閣文庫本『令集解』として伝わっている。近藤正斎の『右文故事』によれば、その詳細は、名例律・賊盜律の律二卷、『令集解』一〇卷八篇(官位・職員・後宮職員・東宮職員・家令職員・神祇・僧尼・戸)と『令義解』七卷一九篇(官位・戸・田・賦役・学・選叙・継嗣・考課・禄・宮衛・軍防・儀制・衣服・營繕・公式・関市・捕亡・獄・雑)であり、この段階で、『令集解』『令義解』ともに倉庫令をふくむ巻はすでに散逸していたことがわかる。このうち、寛永十一年(一六三

四)に、中原職忠によって、これと別系統の写本である船(舟)橋本『令集解』との書写校合が行われ、田令から喪葬令までのいくつかの篇目が補われたが、ここでも倉庫令は依然散逸したままであった。

律令のテキストとしては、慶安三年(一六五〇)に立野春節による京本(青本)『令義解』が刊行され、広く当時の研究者の間に出回った。この版本は、黒川本(金沢文庫本を祖本とするが、紅葉山本とは別系統に分類される)と同じ親本の転写本を底本とすると推定されるが、ここにも倉庫・医疾を欠いている。さらに、この版本には紅葉山本『令義解』の関市令も収録しておらず、校訂も杜撰なものであったという。

享保年間には、徳川吉宗による古書探索の結果、松平忠榮より旧広橋家蔵本の転写本である衛禁・職制の二律が献上され、現在我々が知るような日本律四篇目、令は倉庫令・医疾令を除く二八篇目が出揃った。さらに享保年間以降、律令の校訂・研究は荷田春満・在満により進められ、その成果は尾張藩の学者たちによって受け継がれていった。この尾張の地を中心として、倉庫令の復原研究が進められることとなるのである。

十八世紀半ばの尾張における律令学の興隆については、すでに利光三津夫氏、丸山裕美子氏の研究に詳しい。両氏の研究に依りつつ、倉庫令に関わる復原研究を追うと、まず河村秀穎・秀根の兄弟を挙げなければならない。彼らは『令集解』や『政事要略』などの史料から倉庫令・医疾令を復原し、『令義解』第八本 倉庫令補・厩牧令・医疾令補を著した。これは典拠書目ごとに逸文を抄出したもので、秀根の息子である益根が篇目ごとに整理しなおし、文化七年(一八一〇)に校注をつけて公刊したものである。

さらに、尾張藩士の武芸師範の家に生まれ、神村正鄰を師として律令研究に携わった稲葉通邦は、『逸令考』を著し、倉庫令・医疾令の復原を試みた。この書物は明和六年（一七六九）以降の成立とされ、河村兄弟の著作とほぼ同時期のものであるが、両者は条文排列案が異なることから、全く別個に成立したものと考えられる<sup>⑨</sup>。

一方、尾張以外におけるほぼ同時期の律令学の成果として、菌田守良が寛政八年（一七九六）に著した『逸令義解 倉庫・医疾・関市令外』が挙げられる。彼が著書のなかで復原した倉庫令・医疾令は、河村秀穎・秀根らの復原とほぼ重複している。ただし、両者の相互関係は認められないことから、この時期に尾張と伊勢という別々の地でそれぞれ倉庫令の逸文収取研究が行われていたことになる<sup>⑩</sup>。

これらの研究を経て出版されたのが、塙保己一による『令義解』、いわゆる塙本（赤本）『令義解』である。寛政十二年（一八〇〇）の初刷は倉庫令・医疾令を欠くが、後刷の際に増補されており、これが現在の国史大系の底本となっている。その巻八奥書には、「右倉庫医疾二令散逸既久矣。今抄・続日本紀・類聚三代格・政事要略・令集解等所引集而編之。雖不能復古本、可<sub>レ</sub>以見其概也」とあり、倉庫令の復原については、河村兄弟の『令義解第八本 倉庫令補・厩牧令・医疾令補』と稲葉通邦の『逸令考』の集大成本として位置づけられている。しかし、実際には『令義解第八本 倉庫令補・厩牧令・医疾令補』との相違点が多く、『逸令考』との類似点が多いことが指摘されている。高塩博氏によれば、塙本『令義解』上梓に際し、校勘に紅葉山文庫本・水戸殿校本とともに稲葉通邦本も用いており、稲葉通邦の著作を入手できるといふ近親性が

あったと考えられることから、欠けていた倉庫令・医疾令は、『逸令考』をもって補ったと考えられるという<sup>⑪</sup>。

さらに、天保年間に『延暦交替式』の古写本が石山寺で発見され、天保九年（一八三八）に岸本由豆流校訂の版本として広く世に出回ると、この中に倉庫令が多く引用されていることが分かり、その逸文をもとに、従来の復原に校訂を施す作業が行われた。

この端緒が、伴信友による『関市令義解 附倉庫令缺文 医疾令缺文』である。本書は、神村正鄰の「関市令義解」刊本と、河村兄弟による倉庫令復原研究である『令義解第八本 倉庫令補・厩牧令・医疾令補』の石井正敏蔵刊本を信友自身が文化十年（一八一三）に書写したものの合冊本である。写本部分には、白文本との校訂、『延暦交替式』による補筆（年次未詳）、『政事要略』・塙本『令義解』との校合（弘化三年「一八四六」）が加えられ、それぞれの成果が墨色を変えて書き込まれている<sup>⑫</sup>。信友が校訂に用いたという白文本とは、小山田与清が購入した令で、義解部分を省略したものであったという<sup>⑬</sup>。この現物は戦災で焼失し、京都大学法制史研究室所蔵の古法制書目調査カードにて概略がうかがえるのみであるというが、金沢文庫本からの転写で十七世紀前半の書写と考えられている<sup>⑭</sup>。この白文本には、紅葉山本で欠失する倉庫令と医疾令が備わっていたといい、信友自身は、この白文本の倉庫令について、「さて白文本に載るところ倉庫医疾の二令は全文にあらず、三代格令集解政事要略等に載たる文を抄録せるものにて、近年尾張人河村氏の抄録して印本にせると合せ見るに、その次第こそは異なれ文は全同くして、倉庫令文ただ一條多きのみ」と述べ<sup>⑮</sup>、河村本と復原字句は一致するものの、河

村兄弟の復原より条文数が一条多いと述べている。条文数が白文本で一条多いというのは、割取交易物直条を別条として扱っていることに起因しているが、これは塙本『令義解』と全く同一であることから、白文本における倉庫令は、後世における追記であると指摘されている。<sup>16)</sup>

また、伴信友の校訂作業とほぼ同時期の著作として、大判事勢多章武の書写校訂による『逸令倉庫第廿二ノ疾疾第廿四』がある。吉岡眞之氏によれば、この復原倉庫令ははじめから交替式を復原史料として利用している点で、河村本・塙本に校訂を加える形のこれ以前の復原研究とは異なるという。<sup>17)</sup>『延暦交替式』の発見が倉庫令復原研究を大きく前進させたことは間違いない。

## (2) 明治以降の倉庫令復原研究と天聖倉庫令

明治に入ると、植木直一郎氏が『延暦交替式』を用いた復原研究の成果を発表した。<sup>18)</sup>このうち、倉庫令の復原研究は、国書の中から更なる逸文の蒐集が目指されるとともに、日本令のもととなった唐令との比較研究の視点を含み込みつつ展開していった。しかし、倉庫令の場合は唐令も散逸しているため、中国の諸史料から唐令の逸文を探し、そこから日本令の存在を推測するという手順が取られた。<sup>19)</sup>

唐倉庫令と考えられる唐代の史料をもとに、日本倉庫令の復原を試みたのが、瀧川政次郎氏である。<sup>20)</sup>瀧川氏は、国史大系本『令義解』の排列に従いながら、古代の地方財政の決算報告書である正税帳や、中国法制史料にみえる倉庫令文と考えられるものを唐令・日本令の逸文根拠史料として掲げた。そして、これまで復原された一五の条文に加え、官戸奴

【表1】江戸時代の主な復原研究にみる条文排列

復原倉庫令条文	河村秀穎・秀根・益根 『令義解第八本倉庫令補・厩牧令・疾令補』	稲葉通邦 『逸令考』	蘭田守良 『逸令義解 倉庫・令外』 疾令・関市	塙本『令義解』 (後刷本)	伴信友 『関市令義解 附倉庫令缺文・疾令缺文』
(1) 倉於高燥処置条	1	1	1	1	1 (1)
(2) 受地租条	2	2	2	2	2 (2)
(3) 倉出給条	3	3	3	3	3 (3)
(4) 大蔵出給条	4	4	4	4	4 (4)
(5) 倉蔵給用条	5	5	5	5	5 (5)
(6) 倉蔵貯積雑物条	12	6	6	6	12 (6)
(7) 倉貯積条	13	7	7	7	13 (7)
(8) 置公文庫鎖鑑条	7	8	8	8	7 (8)
(9) 在京倉蔵巡察条	9	9	9	9	9 *
(10) 調庸物応送京条	11	10	10	10	11 (9)
(10)' 国明注載	15				15 (10)
(11) 倉蔵文案孔目条	16	11	11	11	16 (11)
(12) 倉蔵受納条	6	12	12	12	6 (12)
(13) 欠負官倉条	14	13	13	13	14 (13)
(13)' 其隠載及貸用	10	15	15	15	10 (15)
(14) 欠失官物条	8	14	14	14	8 (14)
(15) 割取交易物直条	—	15	15	15	— (16)
(16) 有人従庫蔵出条	—	—	—	—	—
備考	計16条	計15条 (13)'と(15)を同一条として15条目に置く。	計15条	計15条	計17条 排列は河村本に従い、標注に白文本による校訂条文番号(表の右側の山括弧番号)を加える。なお、在京倉蔵巡察条の位置は置公文庫鎖鑑条の次に載せるとある。

※本表の作成には、中沢巷一・林紀昭「伴信友の律令研究について」(註(12))に載せる表「倉庫令逸文配列順序」を参考にした。  
 ※「復原倉庫令条文」欄の条文番号・条文名は岩波『律令』によった。  
 ※表中の数字は各書における条文配列順を表し、特に注意される点については備考欄に示した。

婢への公糧支給、在京諸司官人への給食、牧監獣医上番の者などへの公糧支給、賜物支給、時服支給の五つの内容について、これを規定する唐倉庫令文の存在を推定し、條外一〇五として関連史料を挙げています。

また、利光三津夫氏は、『明文抄』卷一帝道部所引の「凡有<sub>レ</sub>人、從<sub>レ</sub>庫藏<sub>レ</sub>出、有<sub>レ</sub>疑<sub>レ</sub>盜狀<sub>レ</sub>者、即合<sub>レ</sub>搜檢<sub>レ</sub>令」とあるものを倉庫令の逸文であると判断している<sup>21</sup>。さらに、紅葉山文庫本『令義解』田令34在外諸司条に「見<sub>レ</sub>倉庫令」との書き入れがあることを根拠として、地方官である国司の交代にかかる職分田からの収穫稲の割り振りについての規定が倉庫令に存在していると推測した<sup>22</sup>。

岩波『律令』では、瀧川氏が参考資料として掲げた唐代の史料については日本令として取り上げていないものの、植木氏の研究までで復原された一五の条文に、利光氏が倉庫令逸文とした一条を加え、全一六条を収載している。これが、今日我々が簡便に使える律令のテキストとなっているのである。

このように、日本倉庫令の復原研究はほぼ尽くされた感があったが、二〇〇六年に北宋天聖令残巻が公表されると、状況は大きく変化した<sup>23</sup>。公表された巻二一田令から巻三〇雜令の篇目の中に、倉庫令が含まれていたのである。天聖令は、天聖七年（一〇二九）五月十八日に令三〇巻を刪定して頒下したもので、当時の現行法令である宋令のあとに不行の唐令を掲げるという方法は、『宋会要輯稿』刑法一之四に「凡取<sub>レ</sub>唐令<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>本、先<sub>レ</sub>舉<sub>レ</sub>見行<sub>レ</sub>者、因<sub>レ</sub>其旧文<sub>レ</sub>參以<sub>レ</sub>新制定<sub>レ</sub>之。其令不行者亦隨存焉」とあることに一致している。

この天聖令の公表は、唐令の復原研究および日本律令研究の双方にお

いて画期的なものであった<sup>24</sup>。天聖倉庫令は、宋令二四条、不行唐令二二条の計四六条で構成される。天聖令の不行唐令部分は開元二十五年令を元に宋代までの間の改変が加えられたものであり、唐令（開元二十五年令）条文の字句の復原には慎重を期さなければならぬが、宋令に相当する条文がすべて元の唐令にも存在したとすると、唐倉庫令も四六条前後であったと推定される<sup>25</sup>。『唐令拾遺』『唐令拾遺補』による復原唐令は一〇条程度に留まっていたから、その約四倍の唐倉庫令条文が判明したことになる。このうち唐令から宋令へと受け継がれた条文の大多数は、倉庫の基本的な運用（収納・出給・管理）に関わる内容であり、逆に宋代に不行とされたのは、穀物相互の換算規定や粮禄の支給規定などの細則的なものであると判断できる。宋令部分の規定は、唐宋間の大きな社会変革により、唐令に改変が加えられていると想定されるが、一方で、倉庫令の場合には、宋令と養老令との共通点も多く見出せることから、宋令へと受け継がれた条文は唐令とあまり大きな差はなかったと考えられる。このような宋令と不行唐令との関係からは、天聖倉庫令の現行宋令が、唐令のうち唐宋の変革を経てもなお適用可能である実務的な運用規定を中心に構成されていたことを指摘できる。

また、日本令との比較という観点からは、天聖令の発見は、これまでの日唐律令比較研究を見直す契機となり、日唐令の共通性・独自性が明らかになるとともに、日本律令制の全体的性格を考える上での大きな足がかりとなった。ただし、倉庫令の場合に留意しなければならないのは、日本令自体が逸文蒐集という復原研究を経て推定されたものであるという点であり、これが他の篇目と大きく異なっている。そこで、天聖令の

公表を経た上で改めて、江戸期の復原研究の段階から見直していく作業が必要であると思う。具体的に再考を要する点は、以下の四点であろう。

① 個々の復原条文と天聖令との字句の異同

② 唐令（宋令）のうち、日本令に継受されたもの、継受されなかったものの判別

③ 日本令として復原される条文（倉庫令に規定があったと推定される内容）と天聖令との対応関係が見いだせないものの性格について

④ 条文排列の問題

筆者は、これまでに①②について検討を加えてきた。<sup>26</sup> ③については、すでに復原されている日本令と天聖令との字句の異同を考察し、日本では中央の蔵庫が「蔵」として重要な位置づけを担っていたこと、日本令では唐令をそのまま継受した場合でも条文を独自に解釈することで日本社会に適用させていたことなどを指摘してきた。<sup>27</sup>

④については、『令集解』目録から日本倉庫令の条文数が全二二条であったことが分かるが、これが唐令の約半数であることから、どの条文を唐令から継受したのか、あるいは日本で独自に作ったのか、という点が一番の問題となる。また、現在までに復原されている養老倉庫令の条文は、天聖令では宋令に相当するものが多いと指摘できる。このことから、唐から日本へ継受された条文は、唐宋間の継受と同様に倉庫の実務的な運用を定めたものを中心としており、唐令から取捨選択する形で構成されたと考えることができる。しかし、上述のようなおおまかな継受の法則性を導き出したり、条文の存在を推定することはできるものの、<sup>28</sup> 継受された条文の個別的な確定・復原は依然として難しい。未だ復原さ

れていない日本令にどのような内容の条文が存在したのかを確定するには、天聖令条文を逐条的に検討しつつ、その内容と日本側の法制史料・実態史料との突き合わせを行わなければならないだろう。<sup>29</sup>

### （3）天聖令と日本倉庫令

天聖令によって明らかになったことの一つに、日唐令のあいだでの字句の異同はもとより、日本で独自に立条した条文の存在が明確になったということがある。<sup>30</sup> すなわち、天聖令（およびそこから復原される唐令）と養老令を比較して、唐令（天聖令）の中で日本令に対応する条文がみられないものは、日本で継受しなかった条文と考えられる。逆に、日本令の中で、唐令（天聖令）に対応する条文がないものは、日本で独自に立条したものの、ということになる。ところが、繰り返す述べるように、倉庫令は日本令自体の条文も不確定であるため、上述のような単純な二者択一にはなり得ない。そこで、日本令として復原される条文（倉庫令に規定があったと推定される内容）と天聖令との対応関係が見いだせないものの性格については、一条ずつの考察が必要となる。<sup>31</sup>

実は、天聖令から唐令を復原していく際にもこれと同じ問題があり、<sup>32</sup> 『唐令拾遺』『唐令拾遺補』段階で復旧唐倉庫令として掲げられていたもので、天聖令（その元となった開元二十五年令）に見えない内容は、唐令ではなかった可能性が極めて高くなる。例えば、『唐六典』卷三金部郎中・倉部郎中に木契に関する記述があり、これが『唐令拾遺』で復旧五条（開元七年令）として次のように復原されていた。

庫藏出納、皆行<sup>三</sup>文榜、季終而会之。若承命出給、則於<sup>三</sup>中書省<sup>一</sup>覆

而行<sub>レ</sub>之。百司<sub>レ</sub>応<sub>レ</sub>請<sub>二</sub>月俸<sub>一</sub>、則符牒<sub>レ</sub>到<sub>二</sub>所由<sub>一</sub>、皆遞覆而行<sub>レ</sub>之。旧制、京官有<sub>二</sub>防閑・庶僕俸食雜用等<sub>一</sub>。開元二十年、敕以<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>名目<sub>一</sub>雖多、料數先定、既煩案牒、因<sub>レ</sub>此生<sub>レ</sub>姦。自今已後、合<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>一色<sub>一</sub>、都以<sub>二</sub>月俸<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>名、其貯米亦合<sub>レ</sub>入<sub>二</sub>祿數<sub>一</sub>同申、遂<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>恒式<sub>一</sub>。乃置<sub>二</sub>木契<sub>一</sub>、與<sub>二</sub>應<sub>レ</sub>出物之司<sub>一</sub>相合、以<sub>レ</sub>次行用、隨<sub>二</sub>符牒<sub>一</sub>而合之、以<sub>レ</sub>明<sub>二</sub>出納之恡<sub>一</sub>。金部置<sub>二</sub>木契<sub>一</sub>二百一十隻、二十隻與<sub>二</sub>太府寺<sub>一</sub>合、十隻與<sub>二</sub>東都<sub>一</sub>合、十隻與<sub>二</sub>九成宮<sub>一</sub>合、十隻與<sub>二</sub>行從太府寺<sub>一</sub>合、十隻與<sub>二</sub>從金部與<sub>一</sub>京金部<sub>一</sub>合、十隻與<sub>二</sub>從金部與<sub>一</sub>東都<sub>一</sub>合、二十隻與<sub>二</sub>東都太府寺<sub>一</sub>合、二十隻與<sub>二</sub>東都金部與<sub>一</sub>京金部<sub>一</sub>合。

木契とは、倉庫からの出納命令が正当なものである証明として、命令元の官司と倉庫の出納を行う官司との間で符合する木札のことであり、各官司での保有数が定められていた。<sup>33)</sup>『唐六典』に令の趣意文が多く収載されていることは事実であるものの、天聖倉庫令にはこれに該当する条文はない。このことから、『唐令拾遺』復旧五条とされていた部分<sup>34)</sup>は、令ではなく格や式（倉部格・倉部式）であった可能性が指摘されている。

では、日本倉庫令の場合はどうであろうか。復原条文と天聖令条文の間で内容もしくは字句の大幅な異同があるものとして、大蔵・内蔵の中央蔵庫の管理に関する規定<sup>35)</sup>、公文庫に関する規定と倉庫のカギに関する規定<sup>36)</sup>などがある。これらには、天聖令の中に日本令と字句の類似する条文があり、内容的に完全な対応関係にあるとは断定できないものの、日本令を作成するにあたって、もととなった唐令（宋令）条文の存在が推定される。<sup>37)</sup>これらの日唐間の差異については別途考察しなければならぬが、それ以外にも再検討が必要となるものがある。それは前項で挙げた③の問題、すなわち、具体的な条文字句は知られないが、復原根拠史

料中に「倉庫令」という文言があることから関連条文の存在が推定されている内容である。次章ではそれらについて検討を加え、さらに④条文排列の問題にも言及していきたい。

## 二、日本倉庫令復原の可能性

### ① 日本令復原根拠史料の中の「倉庫令」

① 割取交易物直条——日本令復原(15)条——

本条は、『政事要略』巻五九所収の延暦十七年(七九八)十月十九日太政官符に付された『交替式私記』に「倉庫令云：」として引用されているもので、岩波『律令』に復原(15)条として収載されたものである。いま、復原根拠部分の史料を次に掲げる。

交替式云、太政官符

一、禁<sub>下</sub>犯<sub>二</sub>用官物<sub>一</sub>名<sub>中</sub>公文乘<sub>上</sub>事

右田租地子出納有<sub>レ</sub>限。正税雜用色數非<sub>レ</sub>一。如<sub>レ</sub>聞、奸吏之輩、不<sub>レ</sub>憚<sub>二</sub>憲章<sub>一</sub>、心<sub>レ</sub>挾<sub>二</sub>貪濁<sub>一</sub>、競事<sub>二</sub>截留<sub>一</sub>。至<sub>レ</sub>有<sub>下</sub>剩<sub>レ</sub>徵田租、過<sub>中</sub>收地子<sub>上</sub>、割<sub>レ</sub>取物直、折<sub>レ</sub>減糧賃。贓汚多端、積習無<sub>レ</sub>悛。不<sub>レ</sub>設<sub>二</sub>科條<sub>一</sub>、何以懲肅。其来年正月以後、若有<sub>レ</sub>違犯<sub>二</sub>者<sub>一</sub>、計<sub>レ</sub>贓科<sub>レ</sub>罪、一同<sub>下</sub>隱<sub>レ</sub>截<sub>上</sub>出<sub>レ</sub>舉<sub>二</sub>之坐<sub>一</sub>。解<sub>レ</sub>却見任、永不<sub>レ</sub>叙用。

私記云、私案、倉庫令、割<sub>レ</sub>取交易物直<sub>二</sub>者<sub>一</sub>、同<sub>二</sub>隱截罪<sub>一</sub>。剩<sub>レ</sub>徵田租、過<sub>レ</sub>收地子<sub>二</sub>等罪<sub>一</sub>、准<sub>二</sub>非法<sub>一</sub>、贓斂入<sub>レ</sub>官坐<sub>レ</sub>贓論。入<sub>レ</sub>私者准<sub>二</sub>犯法<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>論<sub>レ</sub>之。抑可<sub>レ</sub>復案。(以下略)

復原(15)条に関しては、倉庫令文として復原することに早くから疑

義が出されていたが、小倉真紀子氏は、惟宗直本による『貞観交替式』の注釈書である『交替式私記』の地の文であると指摘している。<sup>38)</sup> すなわち、小倉氏は『交替式私記』の注釈方法として、注釈の有無にかかわらず交替式本文を全条引用していたと考えられると指摘し、当該部分の「倉庫令」がこれより以前に『貞観交替式』（およびそれを引用した『交替式私記』）に収載されていた倉庫令欠負官倉条を指す、としたのである。

筆者もこの結論に賛同するが、小倉氏の所論に付け加えるならば、この『交替式私記』を欠負官倉条と結びつけて考える見解が、江戸時代の復原研究の中にすでにみられる点は注意して良い。養老倉庫令復原(13)欠負官倉条は、

(a) 凡欠<sub>二</sub>負官倉<sub>一</sub>、<sub>レ</sub>徴<sub>レ</sub>者、若分付欠損之徒、未<sub>レ</sub>離<sub>レ</sub>任者、納<sub>二</sub>本倉<sub>一</sub>、已去<sub>レ</sub>任者、聽<sub>レ</sub>於<sub>二</sub>後任及本貫<sub>一</sub>、便納<sub>レ</sub>。其隱截及貸用、不<sub>レ</sub>限<sub>二</sub>在任去任<sub>一</sub>、皆納<sub>二</sub>於京<sub>一</sub>。

とあり、官倉に欠が生じた時の責任者による補填の場所について規定している。本条は、字句に異同がみられるもの天聖倉庫令宋12条に対応する。復原日本令は、延暦・貞観・延喜の交替式に全文が収載されるが、第一文(a)が『類聚三代格』『類聚国史』、第二文(b)が『令集解』職員令31贓贖司条穴記と、復原根拠史料がそれぞれ異なっていたため、『延暦交替式』発見以前は別条として復原されていた。稲葉通邦の『逸令考』などでは、『交替式私記』の「割取交易物直」以下の部分を倉庫令逸文として拾い上げ、この欠負官倉条の(b)部分と合わせて一条として復原していたのである。そして、『延暦交替式』により、(a)

(b) をあわせて欠負官倉条とするように修正されるに至り、「割取交易物直」以下の部分はそのまま別条として取り残され、国史大系本・岩波『律令』に復原(15)条として取り入れられたと考えられる。

そもそも、この私記の部分は、「割取物直」「剩徴田租、過収地子」という太政官符本文に挙げられた諸々の罪が実際の律の罰則にあたるかについて議論した注釈部分であるとみなせるから、この「割取交易物直」以下の部分をそのまま倉庫令文とみることはできないのである。江戸時代の復原研究では、「倉庫令」という文言に引きずられて、結果的に逸文として取り上げてしまったのだが、これが欠負官倉条の(b)「隱截及貸用」の場合を指すと判断して合わせて一条として復原したのである。このことは、江戸時代の倉庫令復原が、単なる逸文の蒐集に留まるのではなく、律令のそのものの研究や倉庫令文の内容的な考察を行った上での復原結果であったということを、改めて示しているといえよう。

## ② 有人從庫藏出条——日本令復原(16)条——

本条は、利光氏が『明文抄』卷一帝道部所引の「凡有<sub>レ</sub>人、從<sub>二</sub>庫藏<sub>一</sub>出、有<sub>レ</sub>疑<sub>二</sub>盜狀<sub>一</sub>者、即合<sub>二</sub>搜檢<sub>一</sub>令」とあるものを倉庫令逸文として復原したものである。利光氏は、養老宮衛令9庫藏門条に、

凡庫藏門、及院外四面、恒持<sub>レ</sub>仗防固。非<sub>レ</sub>司<sub>レ</sub>不得<sub>二</sub>輒入<sub>一</sub>。夜即分<sub>レ</sub>時檢行。

とあることから、「この条文(宮衛令9庫藏門条)を比附して、庫藏から出て来る者を搜檢することを、守固の官に義務づけることは不可能では



ないが、(中略)別に一条の条文を置くことが、律令の建前としては当然のことであろうと思う」と述べている。さらに、『明文抄』の文と唐厩庫律15庫蔵主司不搜檢条および同疏文との類似性に言及した上で、「構成要件または科刑の対象を拡大乃至明確にするために令の条文の一部を、律がくり返すことは、律の他の条文にも多くみられることであつて、(中略)『明文抄』の文と、唐律の文とが類似することのみを以て、『明文抄』の文を令文にあらずして、律文なりとみることができない」とし、唐厩庫律に対応する日本律の存在、さらに日本令に対応する唐倉庫令の存在を指摘している<sup>⑩</sup>。

かつて筆者は、この復原について、天聖倉庫令に対応条文がないことから、日本倉庫令文でないことを示唆したが<sup>④</sup>、この復原が倉庫令かどうかは、内容の上からも改めて考えてみる必要があるだろう。復原に際しては、以下の三つの可能性が考えられる。

(a) 『明文抄』記載の「令」は何かの誤りで、令ではなく日本律(厩庫律)である。

(b) 日本倉庫令文が、唐令にはない日本令独自のもの(唐律から令を独自に作成)である。

(c) 日本令・唐令ともに条文が存在し、唐令は永徽令段階に存在していたものの、天聖令の藍本となった開元二十五年令段階までに削除された。

問題となっている『明文抄』の記載は、字句から考えて、まず第一に唐厩庫律15庫蔵主司不搜檢条との対応関係を考える方がやはり自然である。『唐律疏議』同条の律本文には、

諸有<sub>レ</sub>人從<sub>二</sub>庫蔵<sub>一</sub>出、防衛主司、応<sub>二</sub>搜檢<sub>一</sub>而不<sub>二</sub>搜檢<sub>一</sub>、笞二十。以<sub>レ</sub>故致<sub>レ</sub>盜不<sub>レ</sub>覺者、減<sub>二</sub>盜者罪二等<sub>一</sub>。若夜持時不<sub>レ</sub>覺<sub>レ</sub>盜、減<sub>二</sub>三等<sub>一</sub>。  
(以下略)

とあり、防衛主司が搜檢すべくしてそれを怠った場合の罰則を規定する。また、唐の庫蔵および諸門の出入・防衛体制は、前掲の養老宮衛令9庫蔵門条に対応する『唐令拾遺』宮衛令復旧五条に、

諸院内常四面、持<sub>レ</sub>仗為<sub>レ</sub>之防守。夜則擊柝、分更以巡警。

と、庫蔵を含めた院内警備についての規定があり、『唐令拾遺』宮衛令復旧四条にも

諸蔵院之内、禁<sub>二</sub>人然<sub>レ</sub>火、及無<sub>レ</sub>故而入<sub>一</sub>者。

とみえ、庫蔵院内への火気持ち込みの禁止、無断侵入の禁止が定められている。これは養老宮衛令8兵庫大蔵条「凡兵庫大蔵院内、皆不得<sub>レ</sub>將<sub>レ</sub>火入<sub>一</sub>。其守当人、須<sub>レ</sub>造<sub>レ</sub>食者、於<sub>レ</sub>外造<sub>一</sub>。余庫蔵准<sub>レ</sub>此<sub>一</sub>」とあることに対応する。さらに、唐令の復原はないものの対応唐令の存在が推定される養老宮衛令10諸門条に

凡諸門及守当处、非<sub>二</sub>正司<sub>一</sub>来監察者、先勘<sub>二</sub>合契<sub>一</sub>、同聽<sub>二</sub>檢校<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>同執送<sub>二</sub>本府<sub>一</sub>。

とある<sup>⑪</sup>。このように、倉庫の防衛管理体制は日唐で異なっていたと思われるものの<sup>⑫</sup>、日唐ともに庫蔵の防衛に関する条文は、倉庫令ではなく宮衛令に一括して規定されている。仮に『明文抄』の文を令文とみて

(b)の可能性を是とするなら、倉庫令ではなく宮衛令に含まれる方が良いはずであろう。しかし、養老宮衛令には『明文抄』の文に相当する規定は見いだせないのである。また、唐倉庫令に広く搜檢を定めた条文

が存在していたとしても、天聖令に無い以上は(c)のように考えなければならぬ。しかし、内容的に関連する庫蔵主司不搜檢条が開元二十五年唐廩庫律に存在しているのに、開元二十五年までの間に倉庫の搜檢を定めた令文が削除されたと想定するのは難しいのではないか。『明文抄』該当部分の冒頭の「凡有<sub>レ</sub>人、從<sub>二</sub>庫蔵<sub>一</sub>出」は、唐廩庫律の書き出しと一致しているのであり、現段階の私見は(a)の可能性が高いように感じる。しかし、『明文抄』が「令」と記すことについては依然として解決しておらず、これをどのように考えるのかについては後考を期したい。

### ③ 公糧支給関係条文について

天聖倉庫令の中には、諸役に対する公糧支給の条文群が存在する。

宋7条 諸<sub>レ</sub>應<sub>レ</sub>給<sub>二</sub>公糧<sub>一</sub>者、皆於<sub>二</sub>隨近倉<sub>一</sub>給。其非<sub>レ</sub>應<sub>レ</sub>給<sub>二</sub>公糧<sub>一</sub>、臨時

須<sub>レ</sub>給者、在京申<sub>二</sub>三司<sub>一</sub>、聽<sub>レ</sub>報乃給。外州者、且申且給。

宋8条 諸州<sub>レ</sub>、每年並預<sub>二</sub>準<sub>一</sub>來年<sub>レ</sub>應<sub>レ</sub>須<sub>レ</sub>糧<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>數、各於<sub>二</sub>正倉內<sub>一</sub>量留

擬備、隨<sub>レ</sub>須<sub>レ</sub>出給。

宋9条 諸<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>糧<sub>レ</sub>、皆以<sub>二</sub>當處正倉<sub>一</sub>充。若<sub>レ</sub>邊遠無<sub>レ</sub>倉及倉少之處、準<sub>二</sub>

所<sub>レ</sub>須<sub>レ</sub>數<sub>一</sub>申<sub>二</sub>轉運司<sub>一</sub>、下<sub>二</sub>隨近有處<sub>一</sub>便給。隨<sub>レ</sub>近處又無<sub>レ</sub>倉者、

聽<sub>レ</sub>以<sub>二</sub>當處官錢<sub>一</sub>、準<sub>二</sub>時價<sub>一</sub>給<sub>レ</sub>直。

唐3条 諸<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>糧、皆承<sub>二</sub>省符<sub>一</sub>。丁男一人、日給<sub>二</sub>二升米、塩<sub>二</sub>二勺五撮<sub>一</sub>。

妻・妾及中男・女、中男・女謂<sub>二</sub>年十八以上者<sub>一</sub>。米一升五合、塩二勺。

老・小男、謂<sub>二</sub>十一以上者<sub>一</sub>。中女謂<sub>二</sub>年十七以下者<sub>一</sub>。米一升一合、塩二勺

五撮。小男・女、男謂<sub>二</sub>年七歲以上者<sub>一</sub>、女謂<sub>二</sub>年十五以下者<sub>一</sub>。米九合、塩一

勺。小男・女年六歲以下、米六合、塩五撮。老・中・小男任官見驅使者、依<sub>二</sub>成丁男<sub>一</sub>給、兼<sub>二</sub>國子監學生、鍼・醫生、雖<sub>レ</sub>未<sub>二</sub>成丁<sub>一</sub>、依<sub>二</sub>丁例<sub>一</sub>給。

唐6条 諸在京流外官長上者、身外別給<sub>二</sub>兩口糧<sub>一</sub>、每季一給。牧尉給<sub>二</sub>

五口糧、牧長四口糧。兩口準<sub>二</sub>丁、余準<sub>二</sub>中男<sub>一</sub>給。

唐7条 諸<sub>レ</sub>牧監獸醫上番日、及衛士・防人以上<sub>レ</sub>征行、若在<sub>二</sub>鎮及衛番<sub>一</sub>還

并在外諸監・閔・津番官上番日給。土人任者、若尉史、並給<sub>二</sub>身

糧。

唐8条 諸<sub>レ</sub>官奴婢皆給<sub>二</sub>公糧<sub>一</sub>。其<sub>レ</sub>官戶上番充<sub>レ</sub>役者亦如<sub>レ</sub>之。並季別一給、

有<sub>レ</sub>贖隨<sub>レ</sub>季折。

宋令の計三条は、公糧の支給場所や支給方法の総則について、不行唐令の計四条は、年齢ごとの基本給糧量と特殊な諸役の公糧支給方式を定める。宋令に引き継がれたのは、支給場所や支給方法などであり、逆に、基本支給量や公糧の特別支給対象の詳細は不行とされたことがうかがえる。

ところで、日本の養老賦役令31丁匠往來条には、

凡<sub>レ</sub>丁匠往來、如有<sub>二</sub>重患、不堪<sub>二</sub>勝致<sub>一</sub>者、留<sub>付<sub>二</sub>隨便郡里<sub>一</sub></sub>、供給飲食。待<sub>レ</sub>差發遣。若<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>糧食、即<sub>レ</sub>給<sub>二</sub>公糧<sub>一</sub>。

とあり、丁匠が往來の途中で重病を患い往來に堪えられなくなった場合、郡・里に付して供給飲食すると定める。『令集解』本条の跡記によれば、「供給飲食、謂<sub>二</sub>即<sub>二</sub>丁匠身所<sub>レ</sub>費之私糧<sub>一</sub>、而便供給耳。若<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>私糧者、乃給<sub>二</sub>公糧<sub>一</sub>。但<sub>レ</sub>給<sub>二</sub>教習<sub>一</sub>上条<sub>二</sub>耳<sub>一</sub>」とあり、丁匠往還の路糧は丁匠の自弁とされ、本条に規定する供給飲食の場合の資糧も私糧から支給し、私糧が

無い場合は公糧を上条（養老賦役令26役丁匠条）にならって支給することになっていた。跡記に続けて朱説には、「朱云、准倉庫令耳。未明」とあり、丁匠への公糧支給が倉庫令規定に准じるとの解釈が付されているのである。日本倉庫令に公糧や常食支給の規定が存在していたことはすでに想定されていたが、この朱説の解釈は、倉庫令に公糧支給が規定されていたことをより直接的に示すものとして注目される。

そして、ここに言及される日本倉庫令は、前掲の天聖倉庫令の条文と照らし合わせた時、公糧支給場所とその手続きを定めた宋7条、年齢・性別ごとに具体的な支給量を定めた不行唐3条に対応する条文であったと考えられる。この朱説の情報だけでは、不行唐3条に対応する支給量についての条文と、宋7条に対応する支給場所についての条文の、いずれか一方を指しているのか、もしくは双方を指しているのか、にわかに決しがたいが（直前の跡記が「給数」を問題にしているから、支給量についての条文か）、いずれにせよ、日本倉庫令に公糧支給の条文が存在していたことは確実であるといえよう。

#### ④ 官奴婢公糧支給について

前項③の天聖令公糧関係条文のうち、天聖令に対応するものがすべて日本令に存在していたかどうかは個別に検討しなければならないが、このうち不行唐8条の官奴婢・官戸への公糧支給については、すでに瀧川政次郎氏による日本倉庫令の復原案がある<sup>④</sup>。氏は、『唐六典』卷三倉部郎中に「諸官奴婢、皆給公糧、其官戸上番充役者、亦如之」、『令義解』雜令34給衣服条に「謂、其四歳以上、依倉庫令、給糧也」とあ

ることから、唐令・日本令双方における官奴婢公糧関係の倉庫令文の存在を早くから指摘していた。そして、『唐六典』・『令義解』の文言に加え、弘仁主税式を復原根拠として、「凡官戸奴婢皆給公糧、四歳以上、奴三把五分」との復原案を示している。

天聖令によって、官戸・官奴婢に対する公糧支給が唐倉庫令に規定されていたことが改めて確認され（不行唐8条）、瀧川氏の見解が正しかったことが裏付けられたのだが、この瀧川氏の日本令の復原案については、そのまま従うことはできない。氏の復原案には、具体的な公糧の支給年齢と支給量が示されているが、このうち、「奴三把五分」の復原根拠である弘仁主税式は畿内校班田使の食法に関する条文であり、延喜主税式79校班田使食法条ではこの部分は「従三把五分」とある。延喜主税式83初諸使食法条にも「僦従」とあり、これらはいずれも国司巡行などに付き従う従者の意味であるから、官奴とは断定することはできず、これをそのまま官奴婢への公糧支給量とはみなせないのである。

そこでまず、唐における官戸・官奴婢に対する公糧の支給について確認したい。天聖倉庫令不行唐8条をいま一度掲げる。

諸官奴婢皆給公糧。其官戸上番充役者亦如之。並季別一給、有贖随季折。

本条は、『唐令拾遺』では、前掲『唐六典』卷三倉部郎中の記載と、同書卷六都官郎中の支給量の詳細部分とを合わせて、復旧七条として次のように復原されていた。

諸官奴婢、皆給公糧、其官戸上番充役者、亦如之。其糧、則季一給。其糧、丁口日給二升、中口一升五合、小口六合。諸戸留長

【表2】天聖倉庫令不行唐3条の公糧支給量と年齢区分

男	女	米	塩
丁男 (21~59)		2升	2勺5撮
中男 (16~20)	丁妻・妾 (21~59) 中女 (18~20)	1.5升	2勺
老男 (60~)、小男 (11~15)	老女 (60~)、中女 (16~17)	1.1升	1勺5撮
小男 (7~10)	小女 (7~15)	0.9升	1勺
小男 (4~6)	小女 (4~6)	0.6升	5撮

上者、丁口日給<sup>①</sup>三升五合、中男給<sup>②</sup>三升。  
右の「其糧則季一給」は、天聖令の不行唐令の「並季別一給」にまさ  
に相当するが、「其糧、丁口日給二升」以下の支給量の詳細を示した部  
分は、不行唐令に規定されていない。ゆえに、この部分は、別条もしく  
は式などに規定されていたと考えるのが自然であろう。

ここで、前項③で掲げた天聖倉庫令にみえる公糧支給関連の条文群を  
いま一度見てみると、一般的な公糧支給量  
は不行唐3条に規定している。ここでは、  
唐代における良人の年齢区分である黄（三  
歳以下）・小（一五歳以下）・中（二〇歳以  
下）・丁（二二歳以上）・老（六〇歳以上）<sup>④</sup>  
をさらに細かく区切って、男女別にそれに  
応じた支給糧を定めている（表2）。  
これに対し、不行唐6〜8条は特定の対  
象への特別支給を個別に定めているが、具  
体的な支給量は定めていない。おそらく、  
不行唐6条に「兩口準<sup>⑤</sup>丁、余準<sup>⑥</sup>中男一給」  
とあるように、特別支給の場合でも、不行  
唐3条の支給量を大枠の基準としていたの  
ではないかと考えられる。天聖令に従う限  
り、令文そのものには具体的な支給量の文  
言を含まなかったと見る方が良さだろう。  
このように考えるならば、不行唐8条の

官奴婢に対する給糧もこれに準じると思われるが、「丁口日給二升、中  
口一升五合、小口六合」という支給量は、不行唐3条に定める給糧量と  
年齢区分の関係に合致しない。李錦繡氏は、『唐六典』の年齢記載を誤  
りとしたうえで、『唐六典』では丁・中・小の三等に簡略化して記して  
いるとするが<sup>⑦</sup>、果たしてそうであろうか。  
唐代の官戸・官奴婢の衣糧支給については、『唐六典』卷六都官郎中  
員外郎にまとまった記述を載せ、問題となっている年齢区分も前後の記  
載と合わせて検討しなければならぬだろう。関連する部分を以下に載  
せる。

凡配<sup>⑧</sup>官曹、長輸<sup>⑨</sup>其作。番戸<sup>⑩</sup>・雜戸<sup>⑪</sup>、則分為番<sup>⑫</sup>。番戸一年三番<sup>⑬</sup>、雜戸二年五  
番<sup>⑭</sup>。番皆一月。十六已上當番請<sup>⑮</sup>納資<sup>⑯</sup>者、亦聽<sup>⑰</sup>之。其官奴婢長役無番也。男子入<sup>⑱</sup>  
于蔬圃<sup>⑲</sup>、女子入<sup>⑳</sup>厨饈<sup>㉑</sup>、迺甄為三等之差<sup>㉒</sup>、以給<sup>㉓</sup>其衣糧也。四歲已  
上為小<sup>㉔</sup>、十一已上為中<sup>㉕</sup>、二十已上為丁<sup>㉖</sup>。春衣每年一給、冬衣二歲一給。其糧則季  
一給。丁奴春頭巾一、布衫一、袴各一、牛皮鞞一量並靴。官婢春給裙一、衫各一、絹褲一、  
鞞二量。冬給襦一、複袴各一、牛皮鞞一量並靴。十歲已下男春給布衫一、鞋一量、女給  
布衫一、布裙一、鞞一量。冬、男女各給布襦一、鞞一量。官戸長上者准此。其糧、  
丁口日給二升、中口一升五合、小口六合、諸戸留長上者、丁口日給三升五合、中  
男給三升<sup>㉗</sup>。

これによれば、官戸・官奴婢がそれぞれ官役に充てられるとき、番戸  
（官戸のことか）・雜戸は上番制をとり、官奴婢は長役無番とされ、丁  
・中・小の三等に分けられて衣糧が支給されたことがわかる。  
ところで唐代では、官戸と官奴婢は厳密に区別されており、口分田の  
支給は官戸のみで（ただし、天聖田令不行唐29条によれば、在牧の奴には

各十畝の支給がある)、官戸には充役に従った者に対する給糧が、長役無番の官奴婢には口分田の支給に代わって公糧が支給されたという。<sup>⑤1</sup>

この『唐六典』の記載も、官戸については官奴婢の記載と別に記しており(傍線部分は官奴婢、波線部分は官戸・番戸についてであろう)、小(四歳以上)・中(二一歳以上)・丁(二〇歳以上)の三段階区分は官奴婢のことを指していると考えられる。<sup>⑤2</sup>これに加えて、三歳以下は黄とし、六〇歳以上及び廃疾は官奴婢から官戸、七〇歳以上で良人に解放するとされていたから、<sup>⑤3</sup>実質的に唐の官奴婢の年齢区分は、黄・小・中・丁の四段階であった。天聖倉庫令不行唐8条によれば、官戸が上番充役の時のみ公糧を支給されたのに対し、官奴婢は年齢に関係なく、皆公糧支給に預かっていたと考えられる。<sup>⑤4</sup>しかし、『唐六典』には三歳以下の黄に対する支給額が見えず、この点が気にかかるが、これは、天聖雜令不行唐20条に、

諸官奴婢賜<sub>レ</sub>給人者、夫妻・男女不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>分張。三歳以下聽<sub>レ</sub>随<sub>レ</sub>母、不<sub>レ</sub>充<sub>レ</sub>数限。

とあるように、三歳以下は母に随い数に入れないことによるのだろう。

以上のように考えるならば、唐代の官奴婢に対する待遇は良人とも官戸とも同等ではなかったのだから、『唐六典』に掲げる年齢区分とそれに対応した給糧量も官奴婢のみに適用されるものとみて問題はないのではないか。二升・一升五合・六合という支給量は【表2】の良民の公糧支給にもみえる量であったことからすると、官奴婢では官曹へ配属された後の年齢区分とそれに対応する給糧量との関係が良人のものとは異なっていた、ということになる。逆に、特殊であったからこそ、『唐六

典』にわざわざ丁中小の対象年齢を記載したと考えられるのではないだろうか。<sup>⑤5</sup>官奴婢の年齢区分については、おそらく式など別に規定があったのであろう。

これに対して、日本の官戸・官奴婢の年齢区分および給糧量はどうであろうか。日本では、養老田令27官戸奴婢条に

凡官戸奴婢口分田、与<sub>二</sub>良人<sub>一</sub>同。家人奴婢、随<sub>二</sub>郷寛狭<sub>一</sub>、並給<sub>二</sub>三分之一<sub>一</sub>。

とあるように官奴婢にも口分田が支給され、さらに、養老雜令33充役条に、

凡官戸奴婢充<sub>レ</sub>役者、本司明立<sub>二</sub>功課<sub>一</sub>案記、不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>虚費<sub>二</sub>公糧<sub>一</sub>。

とあるように、官戸・官奴婢ともに上番による充役であった。榎本淳一氏によれば、日本令では「官戸奴婢」と一括りにされ、官戸と官奴婢の階層性が希薄である点に特徴があり、官戸・官奴婢ともに口分田耕作による自給生活を前提とした充役期間のみの公糧支給がなされていたとみられる。<sup>⑤6</sup>官奴婢は唐と同様に日本でも三歳以下は父母による養育の対象内とされており、<sup>⑤7</sup>さらにこの榎本氏の指摘を踏まえるならば、『令義解』が給糧対象を四歳以上と注釈したのは、年齢区分でいえば小以上にあたり、これが充役に対応した年齢であったといえる。

一方で、日本の官奴婢も年齢に基づく区分がなされていたことは、正倉院文書中の大宝二年御野国戸籍に<sup>⑤8</sup>緑・小・少・正・次・耆の別がみえ、国郡未詳計帳の計帳別項記載、<sup>⑤9</sup>宝龜三年東大寺奴婢籍帳案にも年齢による区分がなされていることからうかがえる。このうち、御野国戸籍の年齢区分は良人の区分と同様である。加えて、養老戸令38官奴婢条におけ

る官奴婢から官戸・良人への解放年齢が、唐令のそれと異なり良民の丁中制との関連が考えられることからすれば、日本における官奴婢の扱いには唐とは異なる日本独自の要素が働いており、良人と同じ年齢区分が適用されていたと考えられるだろう。このように、日本では良賤の年齢区分に相違がないと考えるなら、各年齢区分に対応する支給量の詳細までは分からないものの、官戸・官奴婢への公糧支給量は良人の支給量に準じていた可能性がある。不行唐3条に対応する日本令が存在するとするならば、唐と同様に小以上の公糧支給を定めていたと考えられるから、それを受けて、『令義解』では「謂、其四歳以上、依倉庫令、給糧也」と注釈したと考えられるのである。

なお、養老雜令34給衣服条では、

凡官戸奴婢、三歳以上、毎<sub>レ</sub>年給<sub>二</sub>衣服<sub>一</sub>。春、布衫・袴・衫・裙、各一具。冬、布襖・袴・襦・裙、各一具。皆随<sub>二</sub>長短<sub>一</sub>量給。

とあり、官戸・官奴婢に対する衣服支給を三歳以上とし、給糧年齢と一致しない。倉庫令には官人に支給する時服の規定はあるものの、官戸・官奴婢への衣服の支給はまったく別個に規定されたものと考えられる。対応する唐令は不明であるが、『唐六典』卷六都官郎中員外郎によれば、衣服も四歳以上の小以上に支給されたと考えられるから、日本令で三歳以上としているのは、日本独自のあり方なのであろう。

現段階で言えるのは、日本倉庫令に官奴婢給糧規定が存在していたということである。良賤制は日唐で大きく性格を異にするものであるから、日本令の具体的な条文字句の確定については、今後の課題としたい。

⑤ 在外諸司職分田の穫稲について

紅葉山本『令義解』には、多くの書き入れがある。そのなかで、田令34在外諸司条の傍書に、令釈所引養老八年正月廿三日（廿二日の誤り）格に続けて、以下のような穴記の注釈が書き込まれている（丸括弧は字句の誤りを補訂したものを示し、亀甲括弧は脱字を示す）。

穴云、問、於<sub>二</sub>京官<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>何日<sub>一</sub>為<sub>二</sub>重<sub>一</sub>（交）代日。答、以<sub>二</sub>任官日<sub>一</sub>耳。人（交）代之心、新人未<sub>レ</sub>到之前司種者、亦同全得<sub>二</sub>其獲<sub>一</sub>。見<sub>二</sub>倉庫令<sub>一</sub>。

田令34在外諸司条は、外官の交代にともなう職分田の帰属を「種」未<sub>レ</sub>種により定めた条文であり、唐令で内外官双方に当てはまる規定だったものを、日本令で在外職分田に限定して継受したものである。利光三津夫氏はこの書き入れから、諸司職分田の穫稲の分配に関する条文が倉庫令に存在していたと推定している。この書き入れは、岩波『律令』では復原条文として扱っておらず、『唐令拾遺補』唐日兩令对照一覽には「参考2」としてこの穴記の記載が収載されるに留まる。しかし、天聖倉庫令には職分田の穫稲を前後司間で分配することに言及している条文は存在しない。そこで、この書き入れの「倉庫令」が具体的に何を指すのかについて検討しなければならない。

まず、この書き込みと、『令集解』に収載されている穴記とを比較したい。

穴云、郡司終身之任、不<sub>レ</sub>合<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>交代<sub>一</sub>故、郡司者不<sub>レ</sub>云者。問、大納言以上職田何。答、亦放<sub>レ</sub>此。但作<sub>レ</sub>令日、不<sub>レ</sub>云<sub>二</sub>内官<sub>一</sub>者、条内多<sub>下</sub>論<sub>二</sub>在外<sub>上</sub>事故也。問、於<sub>二</sub>京官<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>何日<sub>一</sub>為<sub>二</sub>交代日<sub>一</sub>。答、任

官日耳。若於「任符給之説」、一如「外官」也。

書き入れ前半の問答は右の傍線部分と一致し、「交代之心」以下の部分は『令集解』にはない。土田直鎮氏は「交代之心」以下の部分について、「この文は必ずしも穴記の一説とは定められない」としている。しかし一方で、紅葉山本『令義解』書き入れには、誤字や脱字が多いものの、書写の過程で漏脱してしまったらしい、現状の『令集解』には収載されていない諸説を多く含んでいるという<sup>⑧</sup>。穴記自体も、複数の筆者による加筆修正が施されている複雑な構造を持つ注釈書であり、書き込みの後半の「交代之心」以下の部分が穴記かどうかについては、土田氏のように慎重にならざるをえない。

次に、書き入れ部分の具体的な内容について考えてみる。書き入れ前半の穴記問答の部分は、京官交代の指標は何かという問いに対して、任官日であると答えている。続く後半部分については、「交代之心」という文言の具体的な内容は判然としないが、「新人未到之」などの文言から判断して、「官人交代の本質・原則」といった意味でとらえられると思われる。

倉庫令内に官人交代の際に適用される条文が多く含まれ、これにより前任者と後任者の業務責任の交代がいつの時点で切り替わるのかという議論が展開されていることは、周知の事実である。養老倉庫令復原(11) 倉蔵文案孔目条によれば、「交代之日、並相分付」とあり、後任者が任所に到着した後、前任者と相対して分付業務を行い、晴れて前任後任の引継が完了することになっている。また、同(12) 倉蔵受納条では、分付作業を経たかどうかによって、欠発覚時の補填責任に前任者が

関わるかどうか決定されている。これらは、交替式に引用されることから明らかのように、主に外官交替の際に適用されるものの、令文に「倉蔵(倉と大蔵・内蔵)」とあることから、本来の令意としては、内外官双方に関わるものとしなければならない。事実として『令集解』には、穴記が京官の倉庫出納について倉庫令を参照する例が、もう一つある。『令集解』考課令31監物最条の穴記に、「出納、謂経年彼此相交、无由「指号」者、元来以後、出納監物等、皆不得最耳。私云、出尽之日、驗知承前不明、出尽之人、已明察者、後人得最。具如「倉庫令義」也」とあり、倉庫令の規定が参照されている。「彼此相交」「出尽之日」「後人」などとあるから、ここでいう「如「倉庫令義」とあるのも官人交替にともなう出納責任の所在のことを指していると考えられる。

以上からすれば、紅葉山本書き入れの「交代之心」もこれと同様に、官人交替の一般的解釈に則った説明を加えたものと解することができる。ゆえに、書き入れの末尾に「見「倉庫令」とあるのは、利光氏が推定するような職分田獲稲の帰属に関する未復原の新たな倉庫令文を指しているのではなく、既に復原されている官人交代の際の倉庫の出納責任の所在を規定した諸条文を指したものと思われる。すなわち、問題の書き込みの部分は、「(官人の) 交代の本質・原則からすれば、新人が(任所に) 未だ到らないのに、前司が植えれば、すべてその獲稲を得るのだ。(このことは) 倉庫令にみえる」ということになるのではないか。よって、職分田獲稲の配分に関する規定は、天聖倉庫令と同様に日本倉庫令の中にも存在しなかったと考えられる。

なお、この紅葉山本の書き入れについては、史料性格が不明確なこ

ともあり、在外職分田の帰属についての議論の中で取り上げられることはほとんどなかった。外官に対する職分田の支給が任符によって保証されたことは跡記や朱説など集解諸説から確認されるが<sup>①</sup>、実際の後任者の到着と任符の到達時点との関係は、両者を同時とみるか<sup>②</sup>、時間的差異を想定するか<sup>③</sup>、両論がある。本史料も、倉庫令の規定に従って、前後司の切り替わりが両者相対しての時点であると述べている点で、この問題に関わる当時の一つの解釈を示すものとして評価することができるようになると思う。

以上、①～⑤の検討より、諸史料中に「見<sup>二</sup>倉庫令<sup>一</sup>」「准<sup>二</sup>倉庫令<sup>一</sup>」などと出てくるものの中には、③④の公粮関係など新たな未復原の倉庫令文を指す可能性を含むものもあるが、①⑤のように、すでに復原されている倉庫令文を指して、その解釈を援用して説明を加えている場合もあることが明らかとなった。つまり、諸史料に「倉庫令」とあるからと言って、必ずしもその内容を新たな倉庫令文として復原できるものではないのである。

また、②を保留すれば、天聖令に確認できない内容で、日本倉庫令条文として推定できるものはない。現段階で復原されていない条文の内容が不確定なので断定はできないものの、日本令で大きな改変が想定される条文も、元となる唐倉庫令の存在が推定されるから、倉庫令においては日本の独自条文が存在していた可能性は低いように思うのである。

## (2) 条文排列について

次に、①条文排列の問題を取り上げる。これまでの日本倉庫令の条文

排列は江戸時代の復原研究を踏まえて排列したものであり、倉庫令制定当初の順序ではない。国史大系『令義解』と岩波『律令』の排列は、基本的に塙本『令義解』の排列順に依っている。その塙本の排列は、稲葉通邦の『逸令考』と同一であり、基本的にはこれを継承しているが、その排列根拠は必ずしも明瞭ではない。

一方で、天聖倉庫令から唐令の排列復原案を示した李錦繡氏は、宋令と不行唐令それぞれのなかでの順序は変えずに、宋令の中に不行唐令を順番に入れ子状に配置することで、全体として「倉」と「庫」の分類に分けることができると指摘している<sup>④</sup>。唐では穀物のクラは倉、それ以外の雑物のクラは庫と明確に区分され、この排列はかなり合理的なものであったといえる<sup>⑤</sup>。そこで、これを日本令として継受した時に、日本令で唐令の排列をそのまま踏襲したのか、改変を加えて条文の順序を入れ替えたのか、ということが問題となるのである。

倉庫令と同様に散逸していた日本医疾令については、『政事要略』巻九五に集中して逸文が掲載されており、その引用順序をもとに日本令の排列復原案が示されていたが、それが天聖医疾令の排列と同じであることが新たに明らかとなったのである<sup>⑥</sup>。これに対し、倉庫令の場合、【表3】の倉庫令復原根拠史料の出典一覧を見ても明らかかなように、逸文の引用史料も収載箇所もばらばらで、医疾令のようなまとまった排列復原が極めて困難である。

そこで注目されるのが、『延暦交替式』である。倉庫、とくに地方財政である正税を収納する正倉は、国司が管理するべき国内の重要施設であり、復原倉庫令文の多くがこの『延暦交替式』から復原されているの





各項目内は令条をはじめに置き、その後に関連する官符類を年代順に続けて並べる形式となっており、【表4】に掲げた倉庫令をふくむ各項目内においても、その順序になっていることがわかる。そして、上述のような『延暦交替式』の排列を確認した上で、あらためて令文の引用順序に注目すると、唐1・宋5・12・18・19・20と、ほぼ天聖令の排列順を崩すことなく並べられていることが指摘できるのである。

ところで、日本令が唐令と異なる条文排列をとる場合として、例えば、賦役令における歳役条の排列順が挙げられる。唐賦役令における歳役条は労働徴発を規定する条文群の中に位置するが、日本では唐と異なり歳役条を庸の徴収規定として位置づけたために、課役の税額・送納・予算編成などを規定する前半の条文群に組み入れて排列している<sup>80)</sup>。このことから、日本令編纂者が唐の条文排列を崩す場合には、唐令の篇目内部の論理構造をよく熟知した上で改変を加えた、と指摘できる。倉庫令の場合も、李氏が指摘するように、唐令の復原排列がある一定の論理に従って並べられていたと考えると、日本令の条文排列も篇目内で日本独自の条文の位置づけがなされない限りでは、唐令の排列を大きく崩すことはなかったのではないかと考えられよう。

倉庫令には国司交替と直接関わらない条文もあるので、『延暦交替式』に載せる倉庫令文はあくまでも倉庫令全体の中からの抜き書きといふことになる。先に挙げた『延暦交替式』における令文掲載の原則に鑑みると、ある項目の中に同一篇目から複数の条文を引く場合に、内容的なまとまりをもった、もとの令の排列順序をわざわざ崩して並べる可能性は低いと考えられる。以上のように考えるならば、『延暦交替式』所

収の倉庫令文の収載順序が、天聖令から復原される復原唐令排列のとおりにならされているのは、単なる偶然ではないのであろう。

しかしながら、この中で、宋17条に対応する倉藏文案孔目条だけは、宋20条に対応する欠失官物条の後に排列されており、天聖令の排列順に従っていない。本条は、

凡倉藏及文案孔目、專当官人交代之日、並相分付、然後放還。若数多、不可移動者、抛帳分付。

とあり、官人交代時の前任者・後任者による倉庫の内容物チェック（受領分付）についての規定である。日本令も唐令と同じ文言だが、日本では本条は国郡における不動倉を中心とする正倉管理の根拠となっている<sup>81)</sup>。それゆえに、本条のすぐあとに引用する不動倉設置に関する和銅元年官符および受領分付についての問答と直接の関連を有しており、令条を最初に引用するという『延暦交替式』の収載原則を崩さないまま、令本来の排列から外して関連官符類の直前に配置したものと考えられる。不動倉は、地方の役所である国郡の倉に租税の稲穀を収納し、満倉になった倉にカギをかけて、不動の倉、すなわち内容物を闇雲につかわないように封をしたという制度で、日本に独自の制度である<sup>82)</sup>。倉藏文案孔目条自体は、継受元の唐、および日本の双方においても、官が管理するあらゆる倉庫の管理交替業務に適用されるべき条文であるが、この事例からは、大宝令制定後の日本では、本条が主に不動倉制と関連づけて解釈されていたことが改めてうかがえるのである。

## おわりに

日本倉庫令が散逸した時期については、応仁文明の頃とされている。<sup>83)</sup>

これは、倉庫令逸文を載せる史料の成立時期から推測するとともに、都における戦乱で公家の蔵書の多くが焼失したことから導き出されたものである。篇目全体が丸ごと散逸してしまったのは全くの不運と言わざるをえないが、それでも日本倉庫令は、古代の諸典籍の中に引用される逸文、唐令関係史料、そして北宋天聖令とそれぞれの史料からの復原研究がなされてきたのである。特に、天聖倉庫令によって唐倉庫令の全体像がうかがえるようになったことは、日本倉庫令の復原にも大きな前進をもたらした。しかし、天聖令が公表されてもうすぐ十年になるもの、依然として研究すべき課題は多い。

本稿では、復原研究のあゆみとともに、倉庫令が他典籍の中に引用もしくは言及されている場合の特徴について、現段階での見通しを述べた。特に、令文そのものを引用するのではなく、『令集解』の注釈等に「見倉庫令」「如倉庫令義」などとして言及される場合、その多くが官人交替にかかる倉庫管理に対する責任所在について規定した諸条文を指している点は興味深い。交替式に倉庫令文が多数引用されていることから明らかであるものの、このような引用のあり方は、倉庫令制定の主眼が倉庫管理にあったことを改めて強調するものであるといえる。そして、当時の明法家たちも、官人交替において参照すべきものとして倉庫令をとらえていたことがうかがえるのである。

日本倉庫令全二二条の全容を解明するには、なお多くの課題を残すが、現状における倉庫令復原の成果と問題点を示してみた。今後の研究の一助となれば幸いである。

〔補記〕本稿の第一章部分は、平成二十六年度弘前大学國史研究会大会講演「日本倉庫令復原の現在」（二〇一四年十月五日、於弘前大学附属図書館）において報告した内容をもとに再構成して成稿したものである。また、本論文は弘前大学若手研究者支援事業研究課題「天聖令を用いた日唐倉庫令比較の基礎的研究」の成果の一部である。

## 註

- (1) 『令義解』『令集解』の諸本については、新訂増補國史大系『令義解』『令集解』解題、日本思想大系『律令』（岩波書店、一九七六年）の解題（早川庄八・吉田孝氏執筆）、および、石上英一『令集解』金沢文庫本の再検討（『日本古代史料学』東京大学出版会、一九九七年、初出は一九七九年）、同『令義解』金沢文庫本の成立（前掲書、初出は一九八四年）、水本浩典『律令註釈書の系統的研究』（塙書房、一九九一年）などを参照。
- (2) 前註(1) 岩波『律令』。倉庫令の補注は関晃氏の執筆による。以下、本文で岩波『律令』とした場合には本書を指し、条文名は便宜上本書に従う。また、倉庫令の条文番号も本書での復原番号に従い、括弧を付けてあらわすこととする。
- (3) 江戸期における律令研究の詳細については、利光三津夫「江戸期における律令学」『律令制の研究』慶應義塾大学法学研究会、一九八一年、

初出は一九六五年)などに詳しい。

- (4) 『近藤正齋全集』第二(国書刊行会、一九〇五年)。
- (5) 水本浩典「塙本『令義解』の成立」(前註(1)書)。
- (6) 利光氏前註(3)論文。
- (7) 加えて、鬮訴律の逸文が九条家本延喜式紙背にみえ、三条が部分的に復原されている。前註(1)岩波『律令』解題参照。
- (8) 利光氏前註(3)論文、丸山裕美子「尾張名古屋の律令学―稲葉通邦『逸令考』を中心に―」(『愛知県立大学文学部論集』五六、日本文化学科編第一〇号、二〇〇八年)。また、名古屋博物館展示図録『尾張名古屋の古代学』(榎英二氏執筆、一九九五年)が有益である。
- (9) 高塩博「養老医疾令復原の再検討」(『日本律の基礎的研究』汲古書院、一九八七年、初出は一九八三年)。
- (10) 水本氏前註(5)論文。
- (11) 高塩氏前註(9)論文。
- (12) この『関市令義解 附倉庫令缺文 医疾令缺文』の写本部分は、中沢巷一・林紀昭「伴信友の律令研究について」(『法学論叢』八五―一、一九六九年)に活字化した本文を載せる。
- (13) 伴信友「令義解及令集解三代格政事要略缺本考」(『比古婆衣』六の巻、『伴信友全集』第四、国書刊行会、一九〇七年)。
- (14) 以下、白文本の性格については、中沢・林両氏の前註(12)論文による。
- (15) 前註(13)書。
- (16) 中沢・林氏前註(12)論文。また、石上氏前註(1)『令義解』金沢文庫本の成立」も中沢・林両氏の説を追認している。ただし、割取交易直物条を別立ての一条として扱うのは白文本のみで、『逸令考』では欠負官物条の後半部分とつなげて一条として復原している。なお、塙本

『令義解』後刷では、この部分がちょうど改行部分にあたり、別条と解していたかどうかは不明である。本論文の第二章第一節①も参照された。

- (17) 吉岡眞之「延暦交替式二題」(『古代文献の基礎的研究』吉川弘文館、一九九四年、初出は一九七八年)。
- (18) 植木直一郎「交替式と倉庫令」(『國學院雑誌』一三―一、一九〇七年)。
- (19) 唐令復原の成果は、仁井田陞の『唐令拾遺』『唐令拾遺補』として結実し、唐倉庫令は『唐令拾遺』で七条が復原され、『唐令拾遺補』で三条が〔補〕として追加されている。仁井田陞『唐令拾遺』(東京大学出版会、一九三三年)、仁井田陞著・池田温編『唐令拾遺補』(東京大学出版会、一九九七年)。
- (20) 瀧川政次郎「令の逸文」(『律令の研究』刀江書院、一九三一年、初出は一九二六年)。
- (21) 利光三津夫「倉庫令の研究」(『律令及び令制の研究』明治書院、一九五九年、初出は一九五八年)。
- (22) 利光三津夫「倉庫令逸文考」(『律令制とその周辺』慶應義塾大学法学研究会、一九六七年、初出は一九六五年)。
- (23) 一九九九年、中国浙江省寧波市の天一閣博物館において、上海師範大学の戴建国民氏が「官品令」とよばれる写本を発見し、それが北宋時代の律令、天聖令であることを明らかにした。全文は、二〇〇六年に中国社会科学院歴史研究所の天聖令研究班によって、各篇目の唐令復原研究とともに公表された(天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組『天一閣藏明鈔本天聖令校証』中華書局、二〇〇六年)。
- (24) 天聖令の意義については、大津透「北宋天聖令の公刊とその意義―日唐律令比較研究の新段階―」(『律令制研究入門』名著刊行会、二〇一一

年、初出は二〇〇七年)、丸山裕美子「日唐令復原・比較研究の新天地平——北宋天聖令残巻と日本古代史研究——」(『歴史科学』一九一、二〇〇八年) 参照。

(25) 拙稿「日本古代倉庫制度の構造とその特質」(『史学雑誌』一一八—一〇、二〇〇九年)。以下、本節における天聖倉庫令の特徴については、本稿による。

(26) 拙稿前註(25)論文、「日唐律令制における倉・蔵・庫——律令国家における収納施設の位置づけ——」(大津透編『日唐律令比較研究の新段階』山川出版社、二〇〇八年)。

(27) 例えば、復原養老倉庫令(11)倉藏文案孔目条にみえる「専当」の語について、日本では唐令の継受以後、『延暦交替式』までのあいだに条文から削除されたと推定した。拙稿前註(25)論文。

(28) 野尻忠氏は、一九九九年の天聖倉庫令の部分的公開を受けて、諸司常食・義倉・官人給禄の内容が倉庫令に規定されていた可能性を論証している。同「倉庫令にみる律令財政機構の特質」(池田温編『日中律令制の諸相』東方書店、二〇〇二年)。なお、義倉条は日本令では賦役令に規定されるが、天聖賦役令および天聖倉庫令にも条文が存在しないことが確認された。義倉規定については、拙稿「義倉の成立とその意義」(『国史学』二〇五、二〇一一年) 参照。

(29) この一例として、拙稿「古代日本における贓贖物の特徴」(『東方学』一二五、二〇一三年)では、日唐における贓贖物の取り扱いの差異から、贓贖物の京進に関する不行唐19条が日本に継受されなかったことを指摘した。

(30) 養老賦役令37雑徭条、38仕丁条、39斐陋国条、養老雜令40諸節日条、41大射者条など。大隅清陽「大宝律令の歴史的位相」(前註(26)書『日唐律令比較研究の新段階』)。

(31) 厳密に言えば、さらに大宝令と養老令との間で条文の削除などがないこと、天聖令収載の条文が唐令(永徽令)まで遡ることが前提条件となる。

(32) 天聖令からの唐令復原研究の問題点については、丸山氏前註(24)論文にまとめられている。

(33) 木契については、清木場東「穀物の支出体制」(『帝賜の構造』中国書店、一九九七年、初出は一九八六年)、古尾谷知浩「中央保管官司におけるカギの管理」(『律令国家と天皇家産機構』塙書房、二〇〇六年、初出は一九九四年)を参照。

(34) 李錦繡「唐開元二十五年〈倉庫令〉研究」(黄正建主編『天聖令』與唐宋制度研究)中国社会科学出版社、二〇一一年、初出は二〇〇六年)。

(35) 養老倉庫令復原(4)大蔵出給条  
大蔵、准「一季」須物数、量出別貯、随用出給。其内蔵者、即納「一年」須物、毎月別貯出用。並乗者附帳、欠者随事徵罰。  
これに相当するのは、天聖倉庫令宋8条である。

諸州県、毎年並預準「来年」須粮禄之數、各於「正倉内」量留擬備、随須出給。

(36) 天聖倉庫令宋24条には、  
諸倉庫門、皆令「監当官司」開閉、知「封鎖署記」。其左右蔵庫、記仍印。其鎖鑰、監門守当之处、監門掌。非「監門守当」者、当处長官掌。

日本令には、これに対応する条文はないが、字句からすると、(8)置公文庫鎖鑰条との関連が考えられる。養老倉庫令復原(8)置公文庫鎖鑰条には、

置「公文」庫鎖鑰者、長官自掌。若無「長官」者、次官掌之。  
とあり、カギの管理は公文庫に限られた規定となっている。

(37) 拙稿前註(26)論文。

- (38) 瀧川氏前註(20) 論文、利光三津夫「律令条文復旧史研究補遺」(『続律令制とその周辺』慶応通信、一九七三年) 所収の佐藤誠実氏の見解。また、吉村武彦氏は地子制の観点から、倉庫令文としての復原に疑問を呈している。同「賃租制の構造」(『日本古代の社会と国家』岩波書店、一九九六年)。
- (39) 小倉真紀子「倉庫令「割取交易物直条」の復元について―地子制研究の視点からの再検討―」(『続日本紀研究』三三〇、二〇〇一年)。
- (40) 利光氏前註(21) 論文。
- (41) 拙稿前註(25) 論文参照。
- (42) 本条に対応する唐令として、『唐令拾遺補』宮衛令復旧補三に「本云、毎門有合符」とある。
- (43) この問題に関連して、日唐における倉庫のカギの管理についての問題がある。前註(36) 参照。
- (44) 『明文抄』本条の「令」については、神戸航介氏が写本状況もふくめ検討を進めており、『明文抄』における律・令の引用方法などについて、科学研究費補助金B「律令制的人民支配の総合的研究」(研究代表大津透)の研究會席上において教示を得た。現在鋭意執筆中とのことであり、その公表が待たれる。
- (45) 本条の天聖令写本には字句の誤写が数カ所見られる。本条の唐令復原については、李錦繡「唐開元二十五年《倉庫令》所載給糧標準考―兼論唐代的年齡区分」(前註(34) 書)を参照。
- (46) 野尻氏前註(28) 論文、拙稿前註(26) 論文。
- (47) 瀧川氏前註(20) 論文。
- (48) 『通典』卷七食貨七丁中。
- (49) 天聖倉庫令不行唐3条にみえる唐代の公糧支給については、李氏前註(45) 論文参照。

- (50) 李氏前註(45) 論文。
- (51) 榎本淳一「律令賤民制の構造と特質」(池田温編『中国礼法と日本律令制』東方書店、一九九二年)。
- (52) 濱口重國「官賤人の研究」(『唐王朝の賤人制度』東洋史研究会、一九六六年)。なお濱口氏によれば、官戸の年齢区分については、雜戸と同様に、良人の小中丁の年齢区分と同じであったと考えられる。
- (53) 吐魯番出土文書中の戸籍などにみえる奴婢の年齢区分には「小」の下に「黄」がある(「唐貞觀某年男世達戸籍」69TKM39:9/2(a), 9/3(a)、『吐魯番出土文書』六)。但し、上記の吐魯番文書には「奴豊柱肆歲黄奴」とあり、四歳の奴が「黄」区分となっている。
- (54) 『唐六典』卷六都官郎中に「(前略)年六十及廢疾、雖赦令不該、並免為番戸。七十則免為良人、任所居樂、処而編附之」とある。
- (55) 榎本氏前註(51) 論文。
- (56) なお、天聖雜令不行唐23条には、官戸・官奴婢に対して役に応じて損費なく公糧を支給することが定められている(天聖雜令は本条の途中から書写が途絶えており、亀甲括弧内は『唐六典』による字句の復原である。唐令復原は、黄正建「天聖雜令唐令復原研究」前註(23) 書『天一閣藏明鈔本天聖令校証』による)。
- 諸官奴婢及雜戸・官戸給糧充役者、本司名明立功課案記、不得虚費公糧。其丁奴每三人一当二丁役。中(奴若丁婢、二当一役、中婢、三当一役)。
- 濱口氏はここに小が見えないことから、官奴婢の充役を中以上とするが(前註(52) 論文)、これはあくまでも良丁一人一役に対して官奴婢を充てた場合の換算規定であるから、厳密に言えば、小が充役年齢未満であったということにはならないだろう。
- (57) 榎本氏前註(51) 論文。ただし、官奴婢の口分田耕作については、石

上英一氏や神野清一氏が指摘するように、実質的には、平城宮内およびその近傍に集住させられた今奴婢型官奴婢には不可能であり、その穫稲分のみあう稲を各国に出挙によって確保・京進させ支給していたと考えられる。石上英一「官奴婢について」『史学雑誌』八〇—一〇、一九七一年）、神野清一「官奴婢の存在形態と職掌」『日本古代奴婢の研究』名古屋大学出版会、一九九三年、初出は一九六九年）。なお、官奴婢食料稻と官奴婢への公粮の關係については、別途考察を要する。

(58) 養老雜令32放休假條に「凡官戸奴婢者、每旬放<sub>レ</sub>休假一日。父母喪者、給<sub>二</sub>仮卅日<sub>一</sub>。産後十五日。其懷妊及有<sub>三</sub>三歳以下男女<sub>一</sub>者、並從<sub>二</sub>輕役<sub>一</sub>」<sub>レ</sub>とあり、三歳以下の子どもがいる場合には軽い労働に就かせることになっていた。

(59) 『大日本古文书』一—1頁〜96頁。なお、同年の西海道戸籍以降の戸籍には、奴婢の記載は年齢のみで年齢区分までは記されていない。

(60) 『大日本古文书』一—505頁〜549頁。該当箇所は、戸主秦人廣幡石足の戸の別項記載(516頁)。

(61) 『大日本古文书』東大寺文書之三、東南院文書之三、「東大寺奴婢籍帳案」(122頁〜141頁)。東大寺奴婢は官奴婢に準じるもの(石上氏前註

(57) 論文)、宝龜三年東大寺奴婢籍帳案は年齢に誤差を含むとされており(神野清一「東大寺奴婢籍の編首奴婢」前註(57)書、初出は一九七二年)、さらに、縁を抹消して黄と書かれるなど年齢区分の記載にも混乱が見られるから、これをただちに信用するのは難しいだろう。

(62) 岩波『律令』戸令38官奴婢條の補注(吉田孝氏執筆)。

(63) 本条に対応する唐令は、『唐六典』と養老令に官奴婢への給衣規定が見られることから存在は確認できるものの、天聖雜令の写本は前條の途中から書写が途絶えているため不明である。雜令復原を担当した黄正建氏は、『唐六典』の字句が必ずしも唐令原文と一致しないと断った上で

卷六都官郎中の記載から、以下のように復原案を示している(前註(56)論文)。

〔諸官奴婢〕春衣毎歳一給、冬衣二歳一給。丁奴春頭巾一、布衫・袴各一、牛皮鞞一量並靴。奴婢春給裙・衫各一、絹褲一、鞵二量。冬給襦・複袴各一、牛皮鞞一量並靴。十歳已下男春給布衫一・鞵一量、女給布衫一・布裙一・鞵一量。冬、男女各給布襦一・鞵鞞一量。官戸長上者準<sub>レ</sub>此。

(64) 『二色刷影印』紅葉山文庫本令義解(東京堂出版、一九九九年)。また、紅葉山本令義解全体の性格については、石上氏前註(1)『令義解』金沢文庫本の成立、水本氏前註(1)書を参照。

(65) 本文は、土田直鎮「律令—紅葉山文庫本令義解」『日本歴史』一九四、一九六四年)、森田悌・小口雅史「旧紅葉山本『令義解』書入」(一)二二(『金沢大学教育学部紀要』社会科学・人文科学編第三一号、一九八二年)、八重津洋平・林紀昭「紅葉山文庫本『令義解』書入補考」(瀧川政次郎博士米寿記念論集『律令制の諸問題』汲古書院、一九八四年)の釈文に依りつつ、註(64)の影印本にて字句を確認した。

(66) 三谷芳幸「職田の論理—議政官への給田をめぐる」『律令国家と土地支配』吉川弘文館、二〇一三年、初出は二〇一一年)。

(67) 利光氏前註(22)論文。

(68) 土田氏前註(65)論文、森田・小口氏前註(65)論文。

(69) 北條秀樹「令集解「穴記」の成立」『日本古代国家の地方支配』吉川弘文館、二〇〇〇年、初出一九七八年)。

(70) 倉庫令と国司交替との関連は拙稿前註(25)論文参照。

(71) 三谷氏前註(66)論文。

(72) 市大樹「国司制の成立と伝馬制—国司職分田制との関連から—」『続日本紀研究』三〇一、一九九六年)、国司符符に関する基礎的考察」

『古文書研究』四七、一九九八年。

(73) 榎英一「外官職分田制の二・三の問題―田令在外諸司条と外官新至条」(『日本史論叢』四、一九七四年)。

(74) 李錦繡「唐倉庫令復原研究」(前註(23)書『天一閣藏明鈔本天聖令校証』)。

(75) 筆者も基本的に李氏の復原案に従うが、条文群の分類については「倉」と「庫」の間に双方に関わる管理規定条文群を想定している。拙稿前註(25)論文参照。

(76) 唐の先端医療制度を導入した医疾令は、唐令をそのまま直輸入したことが指摘されている。丸山裕美子「日唐医疾令の復原と比較」(『日本古代の医療制度』名著刊行会、一九九八年、初出は一九八八年)。

(77) 早川庄八「延暦交替式・貞観交替式・延喜交替式」(『日本古代の文書と典籍』吉川弘文館、一九九七年、初出は一九七一年)。

(78) 福井俊彦「『延暦交替式』の編纂」(『交替式の研究』吉川弘文館、一九七八年)。

(79) 吉岡氏前註(17)論文。

(80) 大津透「唐日賦役令の構造と特色」(『日唐律令制の財政構造』岩波書店、二〇〇六年、初出は二〇〇二年)。

(81) 拙稿前註(25)論文。

(82) 渡辺晃宏「平安時代の不動穀」(『史学雑誌』九八―一二、一九八九年)。

(83) 植木氏前註(18)論文、利光氏前註(21)論文。これに対し、伴信友は散逸時期を保元平治年間に求めるが(前註(13)書)、その根拠は不明である。

(たけい・のりこ 弘前大学人文学部講師)

本会機関誌『弘前大学國史研究』への投稿について  
投稿規定

◎論 文 四百字詰 60枚程度を原則とする(縦書き、以下同様)

◎研究ノート 四百字詰 20枚から30枚程度

◎研究余録 四百字詰 10枚程度

◎史料紹介 四百字詰 10枚から30枚程度

◎その他(書評・研究動向・歴史随想など) 四百字詰 10枚程度  
◎ワープロでの執筆に際しては、一段に付き32字×23行で組んで下さい。字数は右の規定の範囲で計算して、それを越えないようにして下さい。

◎デジタルデータによる投稿も可能です(事前に編集委員会へ御相談下さい)。行数・字数は、ワープロ執筆と同様に組んで下さい。なお、プリントアウトした原稿を添付のこと。

◎横書きを希望する時は、あらかじめ本会へご相談下さい。

◎原稿締切 一月末日と八月末日の年2回

※投稿に際しては、図表を最小限におさえ、完成原稿でお願いします。また、原稿は必ず御手でコピーをとって保存して下さい下さい。投稿は本会会員に限ります。

※掲載については、原稿を受領後、編集委員会で審査し、一ヶ月以内に御通知します。なお、文中に掲載許可を必要とする写真・図版等を含む場合には、掲載決定後、著者の責任において権利者から許可の承諾書を取得して下さい。

※掲載分の論文等については、抜刷5部をさしあげます。

※本誌掲載の論文等を転載する場合は、本会の諒承を得て下さい。